

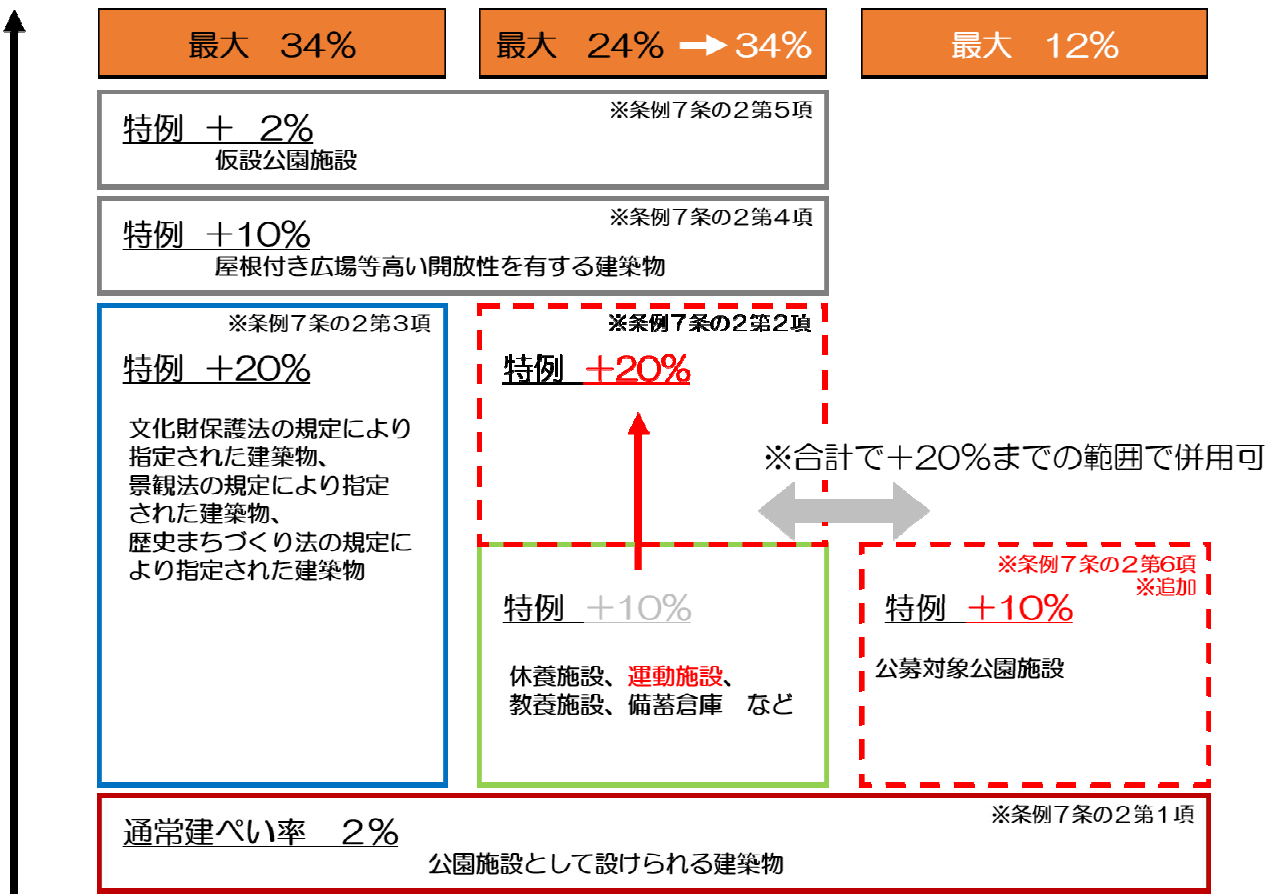


閱 覧 用

持ち出し禁止

(案)

寒川町都市公園条例の一部改正



※寒川町都市公園条例一部改正（イメージ図）



寒 川 町

検討の背景

（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想及び（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画（案）の内容を実現するためには、寒川町都市公園条例のうち「公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準」について、一部改正を検討する必要があります。

公園整備に伴う建築物の規模（想定）

（仮称）相模川一之宮公園で整備を検討する施設の規模は次のとおりです。

〇にぎわいの公園

町が目指す他では模倣できない「寒川町独自の魅力」を創出するため、にぎわいの公園に関連する施設は次の規模を想定しています。

3,000㎡～3,500㎡（建築面積）

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

〇やすらぎの公園

多くの方が集い、楽しみ、憩える空間を創出するため、やすらぎの公園に関連する施設は次の規模を想定しています。

600㎡～800㎡（建築面積）

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

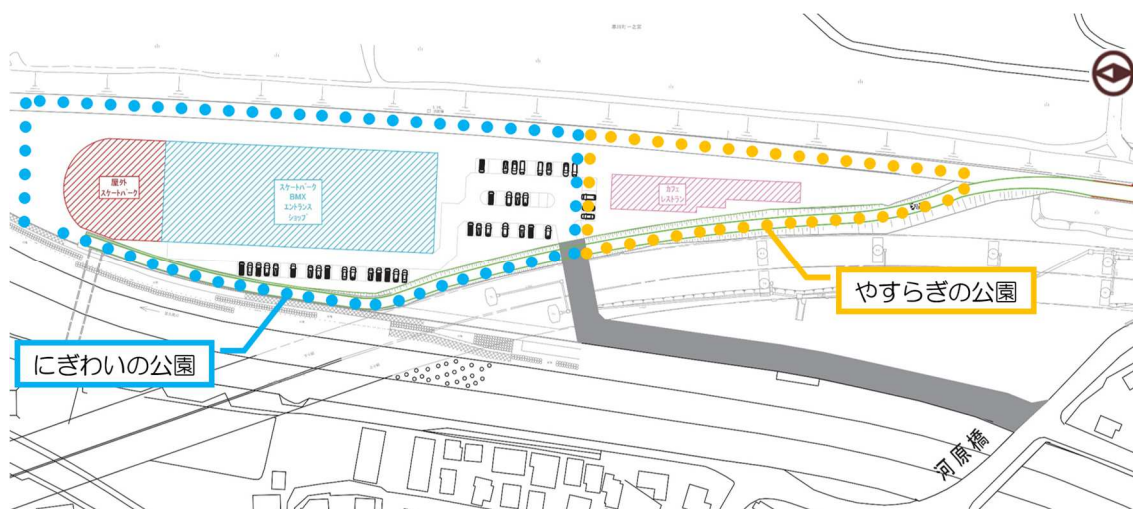


図1 公園整備のコンセプト（イメージ図）

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

現行の寒川町都市公園条例による規定

寒川町都市公園条例（令和6年9月27日）第7条の2各項において「公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準」が次のとおり定められています。

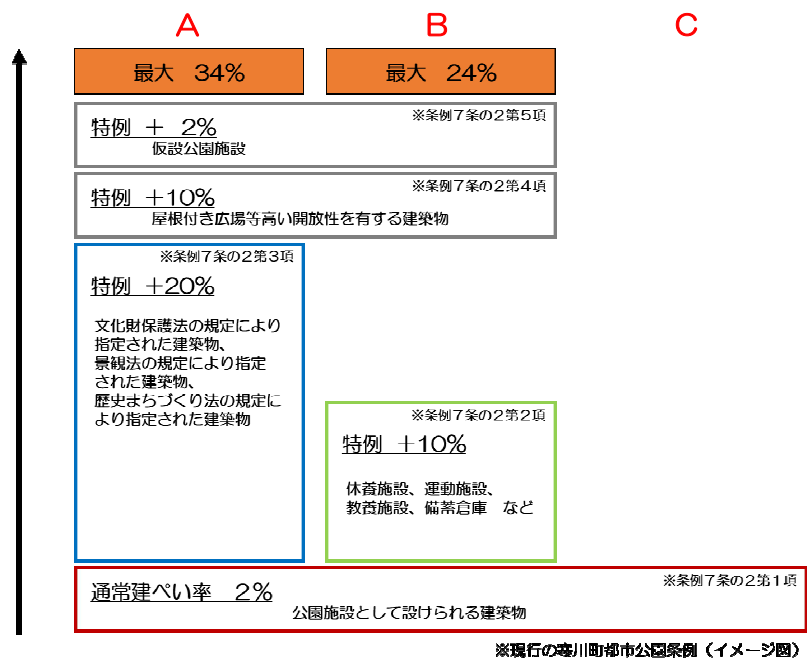


図2 寒川町都市公園条例第7条の2各号による規定内容（現行条例イメージ図）

課題について

現状想定している建築物を次のとおり整理します。

	A	B	C
にぎわいの公園関連施設 （通常建築物分）	—	400㎡（約1.8%） ※現行条例では2%まで	—
にぎわいの公園関連施設 （運動施設等分）	—	3,100㎡（約13.8%） ※現行条例では10%まで	—
やすらぎの公園関連施設 （通常建築物分）	—	—	800㎡（約3.6%） ※現行条例では2%まで
やすらぎの公園関連施設 （公営対象公園施設分）	—	—	—

※公園区域：22,500㎡と想定のもと想定最大値を記載
 ※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

以上のとおり、関係人口の獲得などを目的として想定している、（仮称）相模川一之宮公園の整備に伴う建築物の規模は、現行の条例で対応することができない状況となっております。

対応案について

町として目的としている効果を最大限に発揮するため、建築物の想定を踏まえて次のとおり条例の一部改正を検討します。

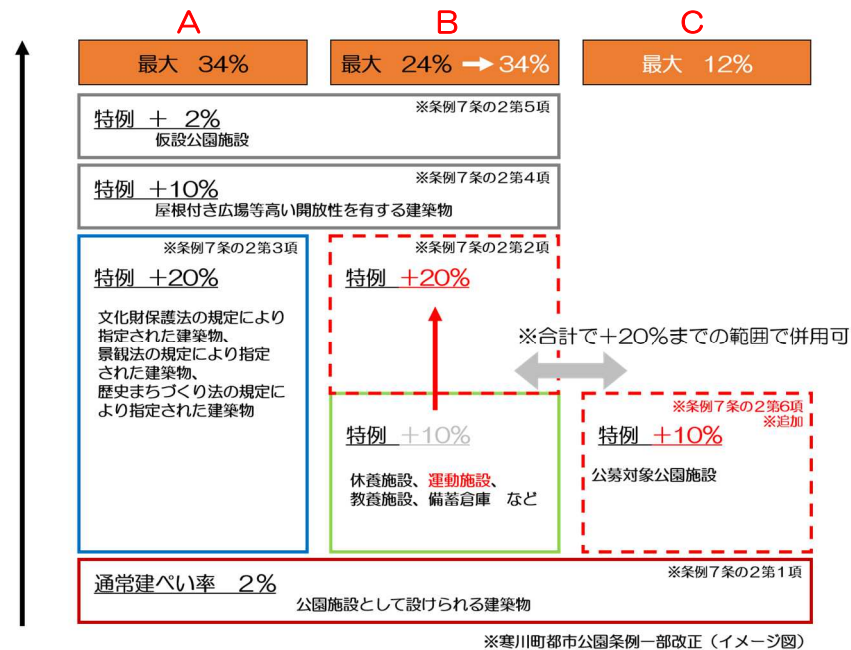


図3 寒川町都市公園条例第7条の2各号による緩和案内容（一部改正案イメージ図）

町内全公園における公募対象公園施設の立地規定の追加及び本計画地に予定する（仮称）相模川一之宮公園に限定して運動施設等の制限を20%まで許容することにより、今回検討している関係人口の獲得などの目的を達成することができると考えます。

なお、規制緩和後における建築物の想定内容について、次のとおり整理します。

	A	B	C
にぎわいの公園関連施設 （通常建築物分）	—	400㎡（約1.8%） ※現行条例では2%まで	—
にぎわいの公園関連施設 （運動施設等分）	—	3,100㎡（約13.8%） ※一部改正案では20%まで	—
やすらぎの公園関連施設 （通常建築物分）	—	—	—
やすらぎの公園関連施設 （公募対象公園施設分）	—	—	800㎡（約3.6%） ※一部改正案では10%まで

※公園区域：22,500㎡と想定のもと想定最大値を記載
※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

以上より、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想及び（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画（案）の内容を実現するため、寒川町都市公園条例のうち「公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準」について、一部改正を検討します。

（参考）条例の変更案について

寒川町都市公園条例の一部改正内容（案）

現行	変更案
第 7 条の 2 （略） 2 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 _____を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3～5 （略） （加える）	第 7 条の 2 （略） 2 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 <u>（（仮称）相模川一之宮公園にあっては、100 分の 20）</u>を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 3～5 （略） <u>6 令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u>

※本条例の一部改正はパブリックコメントの結果報告後、町議会へ議案の提出を行う予定です。

※今後本条例の一部改正と併せて、都市公園法第 33 条第 1 項を準用した公園予定区域の告示について、町議会へ議案の提出を行う予定です。